

議案第 4 2 号

飯能市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市公園条例（昭和 6 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の前の見出し並びに同条及び第 3 5 条中「あけぼの子どもの森公園」を「トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 9 年 6 月 9 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
(<u>トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園</u>の管理に関する規定) 第34条 <u>トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園</u>の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休園日のほか臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。 (1)～(2) 省略 第35条 <u>トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園</u>を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。	(<u>あけぼの子ども森公園</u>の管理に関する規定) 第34条 <u>あけぼの子ども森公園</u>の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休園日のほか臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。 (1)～(2) 省略 第35条 <u>あけぼの子ども森公園</u>を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。